## 特別清算開始

**令和８年（ヒ）第１号**

千葉県四街道市千代田４丁目５番３号
清算株式会社　株式会社ＰｒｏＥＤＧＥ
代表清算人　山澤　優一

１　決定年月日　令和８年３月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

千葉地方裁判所佐倉支部

## 特別清算終結

**令和７年（ヒ）第２１０１号**

東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階415Ａ
清算株式会社　株式会社Ｕ

１　決定年月日　令和８年３月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（ヒ）第５号**

静岡市葵区牧ヶ谷2114番地
清算株式会社　株式会社インテルナ南條

１　決定年月日　令和８年３月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

静岡地方裁判所民事第２部

## 特別清算協定認可

**令和７年（ヒ）第３号**

京都府船井郡京丹波町保井谷三ツ枝38番地
清算株式会社　瑞穂農林株式会社
代表者代表清算人　村居　一也

１　決定年月日　令和８年３月４日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　清算株式会社は、協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権のうち、令和７年12月18日（特別清算手続開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した債権（以下「弁済対象債権」という。）の0.06169％の金員（ただし、１円未満を切り捨てる。）を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。弁済は、清算人代理の事務所において行う。ただし、本件協定債権者が特定の金融機関の口座への振込送金を文書で求めたときは、その口座に振り込み送金する方法で弁済する。この場合の振込手数料は清算株式会社の負担とする。
第２　本件協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
第３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済対象債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

京都地方裁判所園部支部

## 再生手続終結

## 小規模個人再生による再生手続開始